

森林に**太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わった**と聞いたけど、ホント？

ホントです。

令和5年4月より、森林^{※1}を開発して**太陽光発電設備を設置する場合**、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります^{※2}。



林地開発許可制度が変わります!!

- 森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで

開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より

開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります^{※2}。

※1 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。
 ※2 ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

- 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

Q & A



Q：令和5年3月31日までに、立木の伐採に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：開発行為に着手しているとは、土地の形質変更の行為に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。

Q：令和5年3月31日までに、少しでも土地の形質変更の行為に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：土地の形質変更に着手している場合でも、その行為が一時的なものに過ぎず、測量や設計等の準備行為を踏まえたものでない場合は、開発行為に着手しているとはみなされません。

一方、上記準備行為を踏まえた上で着手している土地の形質変更であれば、その多寡にかかわらず、開発行為に着手しているとみなされます。

Q：開発行為の着手の日はどのように確認されるのですか？

A：基本的には、開発行為者の申告内容（伐採届に記載の着手日、他の法令や条例等に基づく着工届等）により確認を行います。

ただし、申告に基づく着手日に疑義がある場合は、都道府県職員により事業計画や現地の確認等をさせていただくことがあります。

ケース1

太陽光発電設備
(開発面積が1ha以下)



林地開発許可
対象外

ケース2

太陽光発電設備
(開発面積が0.5ha超
1ha以下)



林地開発許可
が必要

令和5年4月1日

Q：太陽光発電設備（0.3ha）、資材置場（0.6ha）の合計0.9haの開発を計画しているのですが、林地開発許可は必要ですか？

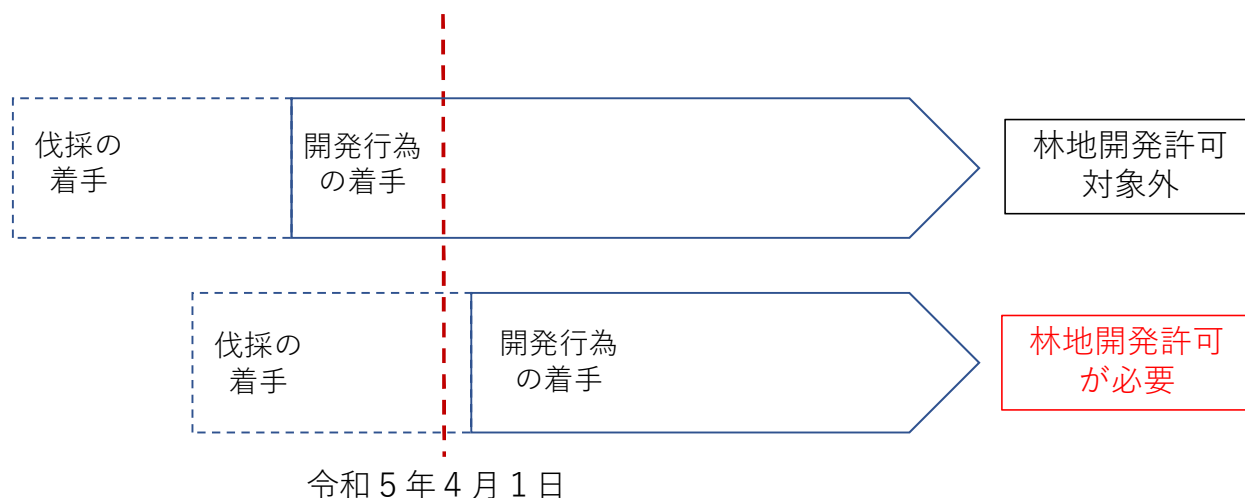
A：資材置場が、太陽光発電設備を設置するために整備するものである場合には、双方の開発を合わせた0.9haが太陽光発電設備に関する開発行為とみなされ、林地開発許可が必要となります。

一方、0.6haの開発の目的が太陽光発電設備の設置と関係のない場合には、双方の開発は共に許可を要する規模に満たないため、林地開発許可の対象外となります。



開発面積が0.5ha超1ha以下の太陽光発電設備の設置に係る森林の伐採について

開発行為の着手日により林地開発許可の対象となるか判断されます。



- ①開発行為に着手しているとは、測量や設計等の準備段階を踏まえた上で、土地の形質変更に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。
- ②上記①の「準備段階を踏まえた」ものについては、以下により県が確認します。
【神戸市及び三田市市街化調整区域を除く区域】
太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例に基づく事業計画届出書が令和5年1月30日までに提出されていること。
(※)変更に係るものは、変更手続きを行ったうえで令和5年3月31日までに着手していること。
【神戸市域】
神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例に基づく届出書が令和5年1月30日までに提出されていること。または、令和5年3月31日までに同条例に基づく許可を取得していること。
(※)変更届に係るものは、変更手続きを行ったうえで令和5年3月31日までに着手していること。
【三田市市街化調整区域】
三田市里山と共生するまちづくり条例に基づく手続きを令和5年3月31日までにこなしていること。
- ③計画上、令和5年3月31日までに開発行為に着手する場合は、林地開発許可は不要です（伐採届は必要です）。
- ④計画上、令和5年3月31日までに開発行為に着手するとして伐採届が提出されたものであっても、実際の開発行為の着手が令和5年4月1日以降となる場合は、改めて林地開発許可が必要となります。
- ⑤計画上、令和5年4月1日以降に開発行為に着手するものについては、伐採届ではなく、林地開発許可が必要です。

林地開発許可制度事前相談窓口

区分	管轄市町名	県民局名	事務所名	課名 (班)	連絡先
1	神戸市	神戸	神戸農林振興事務所	森林課	078-742-8317
2	尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町	阪神北	阪神農林振興事務所	里山・森林課	079-562-8914
3	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町	東播磨	加古川農林水産振興事務所	森林課	079-421-9347
4	西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町	北播磨	加東農林振興事務所	森林課	0795-42-9425
5	姫路市（旧宍粟郡安富町を含む）・神河町・市川町・福崎町	中播磨	姫路農林水産振興事務所	森林課	079-281-9293
				〃	079-281-9289
6	相生市・赤穂市・上郡町・佐用町・たつの市・宍粟市・太子町	西播磨	光都農林振興事務所	森林第2課	0791-58-2349
				森林第1課	0791-58-2198
7	豊岡市・香美町・新温泉町	但馬	豊岡農林水産振興事務所	森林課	0796-26-3701
				〃	0796-26-3699
8	養父市・朝来市		朝来農林振興事務所	森林第1課	079-672-6884
				森林第2課	079-672-6882
9	丹波篠山市・丹波市	丹波	丹波農林振興事務所	森林課	0795-73-3798
10	洲本市・淡路市・南あわじ市	淡路	洲本農林水産振興事務所	森林課	0799-26-2104
11	県内全域（但し、新規のゴルフ場開発のみ）	-	農林水産部治山課	森林保全班	078-341-7711 (内線4143)

※2段書き下段は、地域森林計画対象森林の照会・回答についての連絡先